

令和2年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当調書

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費を除く。）に充てるものとする。

（歳入）

・地方消費税交付金	344,074 千円
内 社会保障財源化分	187,677 千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	1,934,932 千円
-------------------------	--------------

（単位：千円）

款 名 称	項 名 称	目 名 称	予算額	財 源 内 訳			
				特 定 財 源		一 般 財 源	
				国県支出金	そ の 他	社 会 保 障 財源化分の 地方消費税 交 付 金	そ の 他
3 民生費	1 社会福祉費	5 障害者医療費	49,988	24,406	0	5,294	20,288
		6 障害者福祉費	888,702	655,273	157	94,636	138,636
	2 児童福祉費	2 保育所運営費	791,093	552,256	40,728	66,922	131,187
		6 子ども医療費	79,307	36,419	0	8,406	34,482
		7 ひとり親家庭 等医療費	40,027	19,215	0	4,256	16,556
4 衛生費	1 保健衛生費	2 健康増進事業費	38,300	3,888	360	3,560	30,492
		3 予防費	47,515	1,740	0	4,603	41,172
合 計			1,934,932	1,293,197	41,245	187,677	412,813